

第3章 施工・調達監理

2. 設計変更

(1) 基本的な考え方

O/D・D/D比較、施工・調達の段階で、新たに判明した事情等に起因し、当初計画（協力準備調査における概略設計）や設計図書に変更が生じる場合、G/A、調達ガイドライン、施主との契約書に基づき、設計変更の手続きを行い、JICAの確認・同意¹を得る必要があります。

2016年1月調達ガイドライン

2015年11月以降の閣議決定案件（2016年1月調達ガイドライン適用案件）における設計変更手続きについては、当該案件のG/A、調達ガイドラインおよび施主との契約書に基づき行います。「無償資金協力（施設・機材等調達方式）における設計変更について（執務参考資料）」、確認・同意等の様式は以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/henko/index.html

2015年9月以前の閣議決定案件（2015年4月調達ガイドライン適用案件）における設計変更手続きについては、以下の関連文書をご参照ください。

（無償資金協力事業に関する標準書式 - 設計変更）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/henko/ku57pq00000y0mdl-att/material_03.pdf

（無償資金協力事業におけるコンサルタント業務の手引き 2015年4月改訂）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq0000050ovv-att/00_20150409.pdf

（同参考資料 1 1 設計変更及び設計変更に伴う契約変更の取扱いガイドライン）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq0000050ovv-att/11.pdf

（同参考資料 1 2 設計変更における事前申請・事後申請の具体例）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq0000050ovv-att/12.pdf

なお、いずれの案件においても、設計変更に伴う増額に関し、契約残または予備的経費を使用する場合は、以下の「予備的経費の支出等に係るガイドライン」および「予備的経費の運用手順等に係るマニュアル」を適用します。

（無償資金協力に係る予備的経費ガイドライン等について）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_06.html

¹ 第1章「2 JICAの役割」「(2) 被援助国政府のJICAへの報告等の義務」のとおり、2016年1月調達ガイドラインでは、重大（大幅・大規模）な設計変更はJICAによる確認・同意の対象となります。